

## インフルエンザ予防接種は流行前に



市は、インフルエンザ予防接種を受ける際の費用の一部を助成しています。

高齢者や乳幼児などは、インフルエンザにかかるると重症化や合併症を引き起こすことがあります。予防接種は、発症の可能性を低減させ、発症しても重症化を防ぐことに有効であると言われていています。

手洗い・うがいや咳エチケットとともに予防接種をし、万全を期しましょう。

### ◎助成対象接種期間

10月15日(月)から31年1月31日(木)まで

### ◎対象者と助成額

下表のとおり

### ◎申請と予診票の発行

① 満65歳以上の人には、申請が無くても予診票を送付(接種期間内に65歳になる人には、誕生月の月末ごろに送付)します。

② それ以外の対象者は、次の申請窓口で手続きの上、予診票を受領してください。

### ◎申請窓口

健康福祉課、西根・安代両総

合支所、田山支所

### ◎予防接種の前に

医療機関へ予約をしてください。接種できる委託医療機関は、予診票に記載してあります。

入院や入所などにより市外で接種する場合は、事前の手続きが必要です。印鑑と予診票を持ち、申請窓口で手続きをしてください。

表 平成30年度インフルエンザ予防接種の対象者別助成額など

対象者	回数(上限)	助成額(1回につき)	申請に必要なもの
満1歳以上の幼児 (生年月日:H24.4.2~29.12.31)	2回	2,500円	母子健康手帳
小学生	2回	1,000円	
中学生	1回	1,000円	身体障害者手帳
満60~64歳で次のいずれかの人 ・心臓、呼吸器、腎臓に障害(身体障害者手帳1種1級程度)がある ・ヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下をきたしている	1回	2,200円	
満65歳以上の人	1回	2,200円	※予診票は送付



## 子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1103

## 特別児童扶養手当とは?

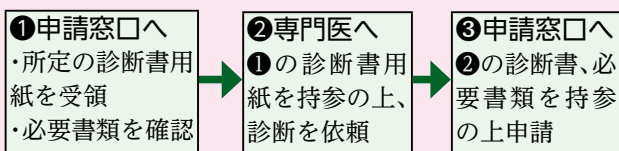
### ◎特別児童扶養手当とは

精神や身体に重い障がいのある子どもを育てている家庭に支給される手当です。

### ◎支給対象者

20歳未満の精神や身体に重い障がいのある子どもの父母または父母の代わりに子どもを養育している人が対象となります。ただし、子どもが施設に入所しているときや、子どもが障害による公的年金を受給できるときは受給できません。

### ◎申請手順



### ◎申請窓口

地域福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所

### ◎支給額 (平成30年4月現在)

支給区分	支給月額 (対象障がい児童1人当たり)
1級の場合	51,700円
2級の場合	34,430円

子どもの障害の程度によって1級と2級に分かれています。

- ▶ 1級は、身体障害者手帳1~2級程度、療育手帳A程度の精神や身体に重い障がいがある子ども
- ▶ 2級は、身体障害者手帳3~4級(4級は一部)程度またはこれと同じくらいの精神や身体にやや重い障がいがある子ども

### ◎支給時期

手続きした月の翌月分から対象となり、4月・8月・11月の各月11日に支給になります。

### ◎所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合には、手当が支給されません。